

発議案第1号

君津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月25日

提出者 議会運営委員長 小 倉 靖 幸

君津市議会議長 三 浦 章 様

提案理由

行政組織の見直しに伴い、規定の整理を行うとともに、効率的かつ効果的な委員会活動を行うため、君津市議会委員会条例（昭和45年君津市条例第40号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市議会委員会条例の一部を改正する条例

君津市議会委員会条例（昭和 4 5 年君津市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「財政部の所掌に属する事項」を

「財政部の所掌に属する事項
に改め、同項第 2 号中
市民生活部の所掌に属する事項」

「保健福祉部の所掌に属する事項」を「福祉部の所掌に属する事項
に改め、
健康こども部の所掌に属する事項」

同項第 3 号中「経済環境常任委員会」を「建設経済常任委員会」に、

「市民環境部の所掌に属する事項
を「経済環境部の所掌に属する事項」に改める。
経済部の所掌に属する事項」

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

君津市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項) 第2条 省略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 8人 総務部の所掌に属する事項 企画政策部の所掌に属する事項 <u>財政部の所掌に属する事項</u> <u>市民生活部の所掌に属する事項</u> 会計課の所掌に属する事項 監査委員事務局の所掌に属する事項 選挙管理委員会事務局の所掌に属する事項 議会事務局の所掌に属する事項 消防本部・署の所掌に属する事項 他の常任委員会の所掌に属しない事項 (2) 教育福祉常任委員会 7人 <u>福祉部の所掌に属する事項</u> <u>健康子ども部の所掌に属する事項</u> 教育委員会事務局の所掌に属する事項 (3) <u>建設経済常任委員会</u> 7人	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項) 第2条 省略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 8人 総務部の所掌に属する事項 企画政策部の所掌に属する事項 <u>財政部の所掌に属する事項</u> 会計課の所掌に属する事項 監査委員事務局の所掌に属する事項 選挙管理委員会事務局の所掌に属する事項 議会事務局の所掌に属する事項 消防本部・署の所掌に属する事項 他の常任委員会の所掌に属しない事項 (2) 教育福祉常任委員会 7人 <u>保健福祉部の所掌に属する事項</u> 教育委員会事務局の所掌に属する事項 (3) <u>経済環境常任委員会</u> 7人 <u>市民環境部の所掌に属する事項</u>

経済環境部の所掌に属する事項

建設部の所掌に属する事項

農業委員会事務局の所掌に属する事項

経済部の所掌に属する事項

建設部の所掌に属する事項

農業委員会事務局の所掌に属する事項